

雇用に関するプライバシー通知

マイクロン雇用に関するプライバシー通知

Micron Technology, Inc.とそのグループ会社(総称して「マイクロン」)は、従業員のプライバシーを尊重し、従業員の個人データを保護することを含めて妥協のないインテグリティとプロ意識のもとに事業を進めることに注力しています。

この雇用に関するプライバシー通知(「本通知」)では、マイクロンとの勤務関係の継続中と終了後における従業員(チームメンバー、契約作業員、インターン生、研修生、または実習生のいずれであるかを問いません)の個人データの処理方法について説明しています。ここで言う「処理」とは、個人データの収集、使用、共有、移転、および保存を意味します。

従業員は、プライバシーに関するマイクロンからの他の通信、ポリシー、文書、投稿記事をよく読み、保管しておくことが重要です。これらには、本通知をはじめ、マイクロンが個人データを処理する際に提供する情報が含まれます。

質問や懸念点がありましたら、マイクロンまでお問い合わせください(以下の「お問い合わせ方法」をご確認ください)。人材派遣事業者や委託業者を通して勤務されている方は、本通知に加えて所属組織のプライバシーポリシーや慣行をご確認ください。通常、本通知は当該組織による個人データの処理には適用されません。

最終更新日: 2024年5月15日

1. 本雇用に関するプライバシー通知の適用範囲

本通知は、マイクロンとの関係の継続中と終了後にマイクロンが処理する可能性のある個人データ(第3項で定義)の主体にあたるすべてのチームメンバー、インターン生、研修生、実習生、独立契約者、および契約作業員(総称して「従業員」)に一般的に適用されます。

本通知では、マイクロンとの労働関係に関連してマイクロンやその受託者が収集した個人データやマイクロンが従業員から提供された個人データの処理方法について説明しています。

本通知は、永久的または一時的であるかを問わず、雇用契約あるいはマイクロンとの間でサービス授受を行うため交わされるその他の契約を形成したり、こうした契約の一部を形成したりするものではありません。マイクロンが、本通知を通して「雇用」、「従業員」、または「チームメンバー」という用語を使用するときは、便宜上の目的にすぎません。従業員とマイクロンとの間に雇用関係が存在しない場合に、これら用語の使用によって雇用関係が成立するものではありません。

マイクロンの[利用規約](#)、[マイクロンプライバシー通知](#)、および他のポリシーや手順も、適宜、マイクロンの製品、ネットワーク、システム、アプリケーション、資産、サービス、またはウェブサイトの使用に適用されることにご留意ください。

雇用に関するプライバシー通知

2. 従業員の権利と選択

世界中の様々な国や地域におけるプライバシー法およびデータ法では、個人データに関係した一定の権利が個人に与えられています。マイクロンは、本通知、[応募者に関するプライバシー通知](#)、およびマイクロンが従業員とやり取りをする国または地域の関連法に従って、グローバル雇用プライバシー慣行を実践します。

3. 従業員に関してマイクロンが収集する情報

この通知で使用される場合、「個人データ」とは、個人（「データ主体」）を特定し、データ主体に関連し、データ主体について説明し、直接・間接を問わず、合理的にデータ主体と関連づけられる、または合理的に紐づけることが可能な情報を意味し、「データ主体」であり、適用されるデータ保護法で定義される「個人データ」または「個人情報」を含みます。集約された情報や匿名化された情報など、従業員に関連付けることができないデータは、個人データではありません。以下の表は、マイクロンの雇用期間中およびその後マイクロンが収集する個人データの категория、個人データの情報源、マイクロンの処理目的、本通知の発効日までの間にマイクロンが最近データを開示した第三者の категория、およびマイクロンのシステムにおける個人データの категорияの保持期間を示したものです。

マイクロンが収集する個人データの категория	情報源	個人データの処理目的	マイクロンが情報を開示するサードパーティの種類	個人データの保持
個人識別子: 氏名、肩書、住所、誕生日および出生地、従業員ID、電話番号、Eメールアドレスなどの個人的な連絡先情報 銀行口座の詳細、給与支払記録、納税ステータスの情報 運転免許証番号、パスポート番号、国籍やビザの取得状況、関連情報 社会保障番号、国民識別番号、または政府が発行するその他の番号	(a) 従業員（直接または間接的） (b) 第三者	(a) ビジネス目的 (b) 支払いおよび福利厚生の管理 (c) セキュリティ対策 (d) コンプライアンス	(a) 給与サービスおよび福利厚生プロバイダー (b) 監査法人および会計事務所 (c) 専門サービス・コンサルタント (d) 雇用プロセスを支援するベンダー (e) データ分析サービス (f) セキュリティ・ベンダー (g) ITベンダー (h) カスタマー・サービス・プロバイダー (i) 外部監査人を含む専門サービス・プロバイダー	永続的
バイOMETリック情報: 指紋、網膜スキャン、顔スキャン	従業員（直接）	(a) セキュリティ対策	(a) セキュリティ・ベンダー (b) ITベンダー	3年
インターネットその他類似のネットワーク活動:	(a) 従業員（直接または間接的）	(a) ビジネス目的 (b) コンプライアンス	(a) ITベンダー (b) セキュリティ・ベンダー (c) カスタマー・サービス・プロバイダー	2年

雇用に関するプライバシー通知

マイクロンが収集する個人データの 카테고리	情報源	個人データの処理目的	マイクロンが情報を開示するサードパーティの種類	個人データの保持
<p>マイクロンのコンピュータ、デバイス、システムおよびネットワーク、電子メールその他電子通信の利用に関する情報</p> <p>マイクロンウェブサイトを開覧する際にクッキーおよび類似の技術を通じて収集される情報</p>		(c) セキュリティ対策	(d) 外部監査人を含む専門サービス・プロバイダー	
地理位置データ	(a) 従業員 (直接または間接的)	(a) セキュリティ対策	(a) ITベンダー (b) セキュリティ・ベンダー (c) カスタマー・サービス・プロバイダー (d) 専門サービス・プロバイダー	5年
<p>感覚データ: オーディオ情報、電子情報、視覚情報、温度情報、嗅覚情報、または類似情報 写真、ビデオ会議の録音・録画、CCTVの録画、通話、電子チャネル上の通信、アプリケーション</p>	(a) 従業員 (直接または間接的)	(a) ビジネス目的 (b) セキュリティ対策 (c) コンプライアンス	(a) ITベンダー (b) セキュリティ・ベンダー (c) カスタマー・サービス・プロバイダー (d) 専門サービス・プロバイダー	2～5年
<p>職業情報または雇用関連の情報: 賃金、給与、報酬、年次休暇、退職、勤務成績、懲戒処分、苦情、および/または社内調査、役職、給与履歴、職歴、勤務時間、休日、欠勤、研修記録、職業上の会員資格、役員資格、その他の職業上の活動または役割</p> <p>公開されているソーシャルメディアまたはネットワーキングサイトやアプリケーションからの情報、および他の電子的検索サービスからの情報</p>	(a) 従業員 (直接) (b) 第三者	(a) 雇用に関係する決定 (b) ビジネス目的 (c) セキュリティ対策 (d) コンプライアンス	(a) 雇用プロセスを支援するベンダー	永続的
<p>学歴: 成績、成績証明書、クラスリスト、学生スケジュール、学生識別コード、学生の財務情報、学生の懲戒記録</p>	(a) 従業員 (直接)	(a) 雇用に関係する決定 (b) ビジネス目的 (c) コンプライアンス	(a) 雇用プロセスを支援するベンダー	永続的
<p>収集された他の個人データから導き出される推論: マイクロンのシステムにより、従業員が有していると推測されるその他のスキルに関する情報</p>	(a) 従業員 (直接) (b) 第三者	(a) 雇用に関係する決定 (b) ビジネス目的	(a) 雇用プロセスを支援するベンダー	3年
<p>収集された機微な個人データまたは「機微な個人情報」:</p>	(a) 従業員 (直接) (b) 第三者	(a) ビジネス目的 (b) 支払いおよび福利厚生管理	(a) 給与サービスおよび福利厚生プロバイダー (b) 監査法人および会計事務所	永続的

雇用に関するプライバシー通知

マイクロンが収集する個人データの 카테고리	情報源	個人データの処理目的	マイクロンが情報を開示するサードパーティの種類	個人データの保持
社会保障番号、運転免許証、州身分証明書、政府身分証明書番号、パスポート番号 身元確認情報 バイオメトリック情報 口座ログイン、金融口座、デビットカードまたはクレジットカード番号と、必要なセキュリティコード・コード、アクセス・コード、パスワードまたは口座へのアクセスを可能にする認証情報との組み合わせ 正確な地理位置情報 人種または民族的出身、宗教的、政治的または哲学的信条、組合への加入状況 郵便、電子メール、テキストメッセージの内容 子供の情報 健康に関する個人情報の収集・分析 性的指向に関する個人情報の収集・分析		(c) セキュリティ対策 (d) コンプライアンス	(c) 専門サービス・コンサルタント (d) 雇用プロセスを支援するベンダー (e) データ分析サービス (f) セキュリティ・ベンダー (g) ITベンダー (h) 外部監査人を含む専門サービス・プロバイダー	

4. 個人データの収集方法

マイクロンは、従業員に関する個人データを、本人から直接、または職業紹介所、委託業者の雇用主から応募および採用プロセスを通して、あるいは審査サービスまたは身元確認サービスプロバイダーを通して収集することがあります。マイクロンはサードパーティから追加情報を収集することがあり、これには以前の雇用主、信用調査機関、LinkedInなどの公開されているウェブサイト、または雇用または身元確認サービスを提供する他の情報源が含まれます。

マイクロンでの就労期間中あるいはマイクロンから福利厚生を受け取る期間中に、職務関連活動を行う上で、追加の個人データを収集することがあります。このような収集は、直接従業員がマイクロンに情報を提供することによって、またはマイクロンが自動的に従業員に関する

雇用に関するプライバシー通知

情報を収集する場合、例えば、マイクロンのコンピューターおよびシステムへのアクセスおよび利用状況を監視することによって、発生する場合があります。

居住地の法定就業年齢に達していない方は、マイクロンでの仕事、インターンシップ、実習、研修に関する応募、獲得、または維持のためにマイクロンや関連会社のウェブサイトから個人データを提供することはできません。

5. 個人データの使用方法

個人データの処理目的

マイクロンが特に開示しない限り、従業員は、マイクロンおよび第三者パートナーが、収集した従業員の個人データを以下の合法的かつ適法な目的のために使用する場合があることを了承します。

- **雇用に関係する決定：**
 - パフォーマンスレビューのために「職業情報または雇用関連の情報」を使用する場合。従業員としての能力開発を評価する場合。職務の設定および人員配属ニーズを評価する場合。会社内における他の役割に対する資格または昇進を評価する場合。給与および報酬を決定する場合。解雇も含め、苦情やその他の懲戒手順を作成する場合
 - 従業員または他の従業員が関わる法的紛争に対処する場合（労働災害を含む）
- **ビジネス目的：**
 - データ解析調査を実施し、従業員の人口統計学的属性、パフォーマンス、定着率、離職率をレビューし、より良く理解する場合
 - チャット、カスタマー・サービスおよびマーケティングチャネルを通じて連絡する場合
 - 教育、研修、能力開発要件および機会を確認し、実行する場合
 - マイクロンの施設、リソース、システムの効果的な運用を徹底し、従業員によるこれらの施設、リソース、システムへの許可されたアクセスを可能にする場合
- **支払いおよび福利厚生管理：**
 - 税などの必須の源泉徴収を行う場合
 - 給与および報酬に関する決定の場合
 - 福利厚生の提供を調整する場合
- **セキュリティ対策：**
 - マイクロンの施設、リソース、従業員などマイクロンとやり取りをする人に対し、物理的・身体的安全を確保し、脅威がないことを期する場合
 - 不正を防ぎ、マイクロンのシステム、データ、リソース、施設を不正アクセスや不正利用から守る場合
 - ITポリシーの遵守状況を監視する場合 - 会社の機器およびシステムの使用監視レベルは、所在地、適用法、マイクロンとの関係の性格、マイクロンでの職務

雇用に関するプライバシー通知

タイプにより異なることがあります。マイクロンでは、個人用デバイスを使用している場合でもシステムへのアクセスを監視し、制限することがあります(例: ゲストWiFiネットワークやシステムにアクセスする際に一定のウェブサイトへのアクセスを監視および制限する場合があります)。

- マイクロンのコンピューターおよび電子通信システムへの不正アクセスの防止を含め、ネットワークおよび情報セキュリティを徹底し、悪意あるソフトウェアの流布を防止する場合
- 盗用などの不正活動を調査する場合
- **コンプライアンス:**
 - 従業員の身元および国籍を確認する場合
 - 法的な労働許可を得ていることを確認する場合
 - 社内調査を実施する場合
 - 適用法に準拠したダイバーシティを監視する場合

6. 個人データの開示

マイクロンは、本通知に説明されている個人データを、関連会社、子会社、その他のマイクロン会社のほか、事業のサポートのためマイクロンが使用するサードパーティのサービスプロバイダーに対して、開示することがあります。

また、マイクロンは、サービスプロバイダーとの契約を介して、サービスプロバイダーがマイクロンにより提供された個人データをマイクロンが開示する目的のみに使用するよう義務付けることに尽力します。マイクロンが情報を提供するサービスプロバイダーのカテゴリおよびサービスプロバイダーが提供するサービスは以下のとおりです。

- **給与支払いサービスおよび福利厚生プロバイダー:** 給与、福利厚生、および他の報酬の計算、処理、分配においてマイクロンをサポートする
- **監査会社および会計会社:** マイクロンの財務およびビジネス記録の作成、維持、監査についてマイクロンをサポートする
- **専門サービスコンサルタント:** アナリティクスの実行、ビジネスの改善サポート、法的サービスの提供、またはプロジェクトベースのリソースとサポートを提供する
- **ベンダー:** 雇用プロセス、カスタマー・サービスをサポートするほか、マイクロンのポリシーや適用法の遵守状況を確認する
- **データ分析サービス:** 社内および社外情報源のデータを分析し、各種データトレンドで従業員の関係や経験の向上をサポートする
- **セキュリティベンダー:** セキュリティインシデントの確認と対応、サービス通知、および不正防止をサポートする
- **ITベンダー:** システムデザイン、アーキテクチャー、実装、ホスティングと保守、データとソフトウェアストレージ、ネットワーク運用をサポートする

雇用に関するプライバシー通知

また、マイクロンは法律により要求される場合、またはマイクロンあるいは他の人を保護するために、本通知に説明されているように、他の外部関係者に個人データを開示する場合があります。

マイクロンは個人データを、合併、分割、再編、再組織、解散、売却、または他のマイクロン資産の一部または全部の譲渡が発生する際に、買い主または他の承継者へと開示することがあります。このような場合、マイクロンが保有する従業員に関する個人データは譲渡資産の中に含まれます。

マイクロンは、匿名化または集約された情報を制限なく開示することができます。

7. データセキュリティ

マイクロンは、従業員の個人データを、不慮の喪失および不正なアクセス、使用、変更、開示から守るため対策を講じるよう尽力します。マイクロンはこれらの目的で、管理上、物理的また技術的な予防策を設けます。データおよびシステムにもよりますが、これらにはデータ最小化、データ集約、匿名化、サイバーおよびロジスティクスセキュリティ、暗号化、物理的セキュリティ、ビジネス継続性、ディザスタリカバリ、リスク管理システムとプロセスが含まれる場合があります。

8. データ保持とデータ管理

従業員の個人データは、マイクロンとの関係が継続する期間、またかかる関係が終了した後の妥当な期間、および本通知で開示されているビジネス目的の履行に必要な期間、保持されます。具体的な保持期間がどのくらいであるかは、記録の種類、マイクロンとの関係、所在地などの多くの要素によって異なります。従業員が所在する国や地域ごとに権利は異なり、[マイクロンプライバシー通知](#)および以下の第9項と第10項で、より細かく説明しています。マイクロンの[マイクロンプライバシー通知](#)には、適用されるデータ保護法に準拠して従業員がデータ保護権を行使した場合、マイクロンがどのように対応するかについての詳細情報が記されています。

マイクロンとの活動については、従業員を雇用または指名するマイクロンの関連会社が、適用されるデータプライバシー規制における個人データの「管理者」とみなされます。また、マイクロンが仕事をする他の事業体も、従業員の個人データの管理者としての働きをする場合があります。こうした事業体による従業員の個人データの使用方法について質問がある場合は、当該事業体にお問い合わせください。

9. 国際データ移転およびデータプライバシーフレームワーク

マイクロンは、従業員が居住する国または地域とは異なる国または地域で、従業員の個人データの転送、処理、または保存を行うことがあります。

雇用に関するプライバシー通知

適用法で容認される場合、マイクロンは、施設を有する、事業を展開している、またはサービス業者と契約している国や地域、もしくは本通知に記載する個人データのその他の受領者が所在する国や地域で、従業員の個人データの移転、処理、または保存を行うことがあります。従業員は、マイクロンのサイトの利用やマイクロンとその他の方法でやり取りを行うことにより、ご自身の居住地や情報の収集地と異なる国にご自身の個人データを移転することや、こうした国においてご自身の個人データの処理や保存を行うことについて了解したものとみなされます。

マイクロンは、米国商務省が定めるEU-米国間データプライバシーフレームワーク(EU-米国間DPF)、EU-米国間DPFの英国拡張版、およびスイス-米国間データプライバシーフレームワーク(スイス-米国間DPF)を遵守しています。マイクロンは米国商務省に対し、EU-米国間DPFに準拠して欧州連合域から、またEU-米国間DPFの英国拡張版に準拠して英国(およびジブラルタル)内から受領した個人データの取り扱いに関して、EU-米国間DPFデータプライバシーフレームワーク原則(EU-米国間DPF原則)を遵守していることを証明済みです。マイクロンは米国商務省に対し、スイス-米国間DPFに準拠してスイス国内から受領した個人データの取り扱いに関して、スイス-米国間データプライバシーフレームワーク原則(スイス-米国間DPF原則)を遵守していることを証明済みです。本プライバシーポリシーと、EU-米国間DPF原則および/またはスイス-米国間DPF原則との間に条件の相違がある場合は、これらの原則が適用されるものとします。データプライバシーフレームワーク(DPF)プログラムの詳細については、およびマイクロンの認定を確認するには、[データプライバシーフレームワークのウェブサイト](#)にアクセスしてください。

国によっては、制定されているデータ保護法が従業員の居住国の法令と異なる場合があります。ただし、マイクロンでは、データの移転、処理、保存に際して従業員の個人データの保護を維持するために必要とされる適切な保護措置を講じています。

EU-米国間データプライバシーフレームワーク(EU-米国間DPF)、EU-米国間DPFの英国拡張版およびスイス-米国間データプライバシーフレームワーク(スイス-米国間DPF)ならびにEU-米国間DPFデータプライバシーフレームワーク原則およびスイス-米国間DPF原則を遵守しているマイクロンの米国組織および子会社には、以下が含まれます。Authenta Services LLC、Elements Properties, LLC、Keystone Technology Solutions, LLC、Micron Consumer Products Group LLC、Micron Customs Brokerage Services, Inc.、Micron Federal Systems, LLC、Micron Idaho Semiconductor Manufacturing (Triton) LLC、Micron Lehi Development, LLC、Micron Memory Finance LLC、Micron New York Semiconductor Manufacturing LLC、Micron Semiconductor Asia, LLC、Micron Semiconductor Products, Inc.、Micron Semiconductor Receivables LLC、Micron Technology Asia Pacific, Inc.、Micron Technology Finance LLC、Micron Technology Foundation, Inc.、Micron Technology Services, Inc.、Micron Technology Utah, LLC、Micron Technology, Inc.、Micron Virginia Semiconductor Manufacturing LLC、Ovonix, Inc.、S-Squared Insurance Com。

雇用に関するプライバシー通知

転送に関する説明責任 - 個人データを受け取る可能性のある第三者。 マイクロンは、特定の技術的操作の支援、データの送信、およびデータの保管サービスなど、個人へのサービス提供を支援するため、第三者のサービスプロバイダーを使用します。これらの第三者は、サービスを提供する過程で個人データを処理または保管する場合があります。マイクロンは、DPFに関する義務に従って、これらの第三者との間で個人データへのアクセス、その使用および開示を制限する契約を維持します。DPF原則に定める範囲において、マイクロンは、マイクロンに代わり個人データの処理を行う委託先の第三者がDPF原則と矛盾する方法で個人データの処理を行った場合、損害の原因となった行為についてマイクロンが自らに責任がないことを証明しない限り、DPFに基づき引き続き責任および責務を負います。

質問または苦情。 マイクロンは、DPF原則に従い、従業員の個人データの収集または使用に関する苦情を解決することを約束します。プライバシー通知に関する問い合わせまたは苦情がある場合、まずは、下記の「お問い合わせ先」まで連絡してください。またデータ移転に関する権利について詳しく知り、個人データへのアクセス、その使用の制限または開示の制限を要求するには、マイクロンのウェブサイト上で従業員が利用できるセルフヘルプ・ツールを利用してください。個人データに関する要求を行う場合、マイクロンが従業員の要求に対応するために、特定の認証および確認情報を提供する必要があります。

マイクロンは、雇用関係において、EU-U.S. DPFおよびEU-U.S. DPFの英国拡張版ならびにスイス-U.S. DPFを遵守して、EU-U.S. DPFおよびEU-U.S. DPFの英国拡張版ならびにスイス-U.S. DPFに依拠して受領した人事データの取扱いに関する未解決の苦情に関して、EUデータ保護当局（DPA）および英国情報コミッショナーオフィス（ICO）ならびにスイス連邦データ保護・情報コミッショナー（FDPIIC）に協力し、かつそれらが設置したパネルの助言をそれぞれ遵守することを約束します。

連邦取引委員会は、マイクロンの米国事業におけるEU-米国データプライバシーフレームワーク（EU-米国DPF）およびEU-米国DPFの英国拡張版、ならびにスイス-米国データプライバシーフレームワーク（スイス-米国DPF）の遵守を管轄しています。

拘束力のある仲裁。 DPFの遵守に関する苦情が、他のいずれのDPF機構によっても解決できなかった場合、従業員は、特定の条件の下で、かつ最後の手段として、拘束力のある仲裁を求めることができる可能性があります。詳細については、[米国商務省の仲裁手続き \(dataprivacyframework.gov\)](https://www.commerce.gov/privacy) を参照してください。マイクロンは、個人データをEEA、EU、英国またはスイス以外の国に移転する場合において、その移転が欧州委員会の「十分性」認定を受けられるものでない移転（「制限付き移転（Restricted Transfer）」）であるとき、かかる個人データを移転する上で十分な保護を確実に実施します。これには、EU標準契約条項、および制限付き移転のための英国標準契約条項などのデータ移転機構が含まれます。

ご自身の居住法域における雇用慣行についてご質問がございましたら、第10項に記載される居住法域の連絡先情報を参照してください。

雇用に関するプライバシー通知

10. 国または地域におけるその他のプライバシー考慮事項

マイクロンは、多くの国と地域で製品とサービスを提供しています。本通知は、グローバルに遵守するプライバシーの原則と手順についてはプライバシー通知で定めていますが、従業員が所在する国や地域によっては、特定の法律が適用される場合があります。

マイクロンは、居住地にかかわらず、個人に強力なプライバシー保護を提供する目的で、プライバシーに関するグローバルなアプローチを採用しています。マイクロンは、グローバル規模でプライバシー権のコンプライアンスに関する高い基準を認識し、実施しています。

雇用に関するプライバシー通知

日本

A. 準拠法:

日本に居住する従業員としてマイクロンとやり取りする間、従業員の個人データの処理が、個人情報保護に関する法律を含む適用されるプライバシー規則を捕捉することを目的として、本通知に記載されます。

B. 日本におけるマイクロン人事部門へのお問い合わせ:

マイクロン、その関連会社、および委託先サードパーティは、個人データに関するデータ管理者です。サードパーティへのお問い合わせは直接行ってください。マイクロンおよびその関連会社に対しては、「お問い合わせ方法」の項にあるグローバルの問い合わせ先、または以下に所在する日本の担当事業所までお問い合わせください。

マイクロンジャパン株式会社
グローバル人事サービス
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

マイクロンメモリジャパン株式会社
グローバル人事サービス
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

雇用に関するプライバシー通知

11. 通知への変更

マイクロンは、データ処理活動を反映するために、本通知、[マイクロンプライバシー通知](#)、またはマイクロンの支援プライバシー手順を変更する場合があります。最新の雇用プライバシー通知は、<https://www.micron.com/Privacy/employment-Privacy-Notice>を参照してください。

12. お問い合わせ方法

本通知、[マイクロンプライバシー通知](#)、またはプライバシー問題一般についてご質問やご意見がある場合は、マイクロンまでお問い合わせください。ご意見・ご感想をお待ちしております。

- A. **メール。** privacy@micron.com宛に電子メールでお問い合わせください。
- B. **電話。** +1-800-336-8915宛に電話で問い合わせることもできます。
- C. **郵送。** 以下の住所宛にお願いいたします。
Micron Technology, Inc.
Attn: Legal-Privacy
8000 South Federal Way
Post Office Box 6
Boise, Idaho 83707-0006, USA
- D. **マイクロンの人事部宛て:** また所属管轄区域の一般的な雇用ポリシーおよび慣行に関する詳細情報については、上記の第10項に記されている現地の人事部担当者にお問い合わせいただけます。